

国民健康保険加入者の皆さんへ

国民健康保険税が変わります



国民健康保険（国保）とは、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるために、加入者が医療費などの負担を支え合う制度です。今年4月からの後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保税についても後期高齢者支援分の追加や税率の改正、年金からの天引きの徴収が始まります。国保税の今年度の主な変更点をお知らせします。

④ 市民課保険年金係 ☎443113

平成20年度からの国保税

40歳未満の方

医療分と後期高齢者支援分の合算した金額。

$$\text{医療分} + \text{後期高齢者支援分} = \text{国保税}$$

40歳以上65歳未満の方

介護保険の第2号被保険者となり、医療分と介護分、後期高齢者支援分を合算した金額。

$$\text{医療分} + \text{介護分} + \text{後期高齢者支援分} = \text{国保税}$$

65歳以上75歳未満の方

医療分と後期高齢者支援分を合算した金額。
介護保険の第1号被保険者となり、介護保険料は、別に納めていただきます。

$$\text{医療分} + \text{後期高齢者支援分} = \text{国保税}$$

「後期高齢者支援分」が追加されます

平成20年度から老人保健制度に代わって、新たに後期高齢者医療制度が創設され、その制度を支援するため75歳未満の人は「後期高齢者支援分」として国保税を負担することになりました。これまでは「医療分」と「介護分（40～64歳の人）」を合わせた額を納めていましたが、平成20年度から「後期高齢者支援分」が新しく加えられます（上表参照）。

「後期高齢者支援分」は7月に決定します

今年度から国保税額は、7月に決定し、第3期から徴収が始まります。

それに伴い納入通知書の送付時期がこれまでの8月中旬から7月中旬に変わります。¹⁾

ただし、納付書や口座振替で納めていただく時期は変わりません。なお、仮算定の第1・2期（4・6月）は、前年度課税額をもとに算出するため、「後期高齢者支援分」は含まれません。

平成20年度納期限一覧表

期	納期限
第1期	4月30日(水)
第2期	6月30日(月)
第3期	9月1日(月)
第4期	9月30日(火)
第5期	10月31日(金)
第6期	12月1日(月)
第7期	12月25日(木)
第8期	平成21年2月2日(月)
第9期	平成21年3月2日(月)

月末が、土・日曜日の場合は、その翌日または、翌々日となります。

¹⁾ 国保の納税義務者である世帯主が後期高齢者（75歳以上）で、家族に国保に加入している方がいる場合は、後期高齢者医療と国保の納入通知が同時に届くことがあります。

平成20年度の国保税率

	医療分	後期高齢者支援分	介護分(2)
所得割	5.0%	1.4%	0.95%
資産割	30.0%	4.1%	4.5%
均等割	25,300円	7,200円	7,100円
平等割	25,700円	6,400円	4,500円
限度額	47万円	12万円	9万円

(2) 介護分は、40歳以上65歳未満の方のみです。

国保税の決め方は、まずその年に予測される医療費などを推計します。そこから医療機関などで支払う一部負担金と国や県からの補助金を差し引いた金額が国保税の総額です。

今年度からは、後期高齢者支援分が加えられ、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割の4項目で算出し、限度額はそれぞれに決められています。

項目の組み合わせによって世帯ごとの国民健康保険税が決まります。

平成20年度の税率

10月から国保税の
年金天引きが始まります

これまで国保税の納付方法は、口座振替と納付書で納める方法がありました。今年度からこれらに加え、10月から年金から天引きされる徴収方法が導入されます。

対象 次のすべてのに当てはまる方

世帯主が国保の被保険者

世帯内の国保の被保険者が全員

65～74歳

年金の受給額が年額18万円以上

世帯主が介護保険料を年金から

天引きで納めている

介護保険料と国保税の天引き額の合計が年金額の2分の1を超えない

<例>

【年金天引きになる世帯】

- ・世帯主(夫：国保)72歳、妻(国保)68歳
- ・世帯主(夫：国保)72歳、妻(国保)68歳、子(社保)40歳

【年金天引きにならない世帯】

- ・世帯主(夫：国保)72歳、妻(国保)63歳
- ・世帯主(夫：国保)72歳、妻(国保)68歳、子(国保)40歳
- ・世帯主(子：社保)46歳、父(国保)68歳、母(国保)71歳
- ・世帯主(夫：後期高齢者)78歳、妻(国保)68歳

年金天引き対象者の納付方法

9月までは、これまでどおり口座振替や納付書で納めていただき、10月から年金天引きによる納付方法に切り替わります(年金天引きは、年金の支払い月です)。

ただし、年度途中に税額が変更になった場合は、口座振替または、納付書による納付方法に切り替わる場合があります。

また、世帯主が75歳に到達する年度は、口座振替や納付書による納付方法となります。

年金天引きの対象にならない方は、これまでどおり口座振替または、納付書で納めていただきます。

後期高齢者医療制度創設に伴う経過措置

後期高齢者医療制度に移行する方がいることにより、世帯の国保の被保険者が減少しても、これまでと同様の軽減判定が受けられます。

後期高齢者医療制度に移行する方がいることにより、国保の被

年金天引き対象者の納付月

	平成20年度		平成21年度
	口座振替・納付書	年金天引き	年金天引き
4月	○		○
5月			
6月	○		○
7月			
8月	○		○
9月	○		
10月		○	○
11月			
12月		○	○
1月			
2月		○	○
3月			

保険者が一人となる世帯は、国保税の平等割が半額になります。被用者保険(社会保険など)から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった方について、国民健康保険税の減免措置を講じます(申請が必要)。

正しい所得を申告しましょう

国民健康保険税は、前年の所得をもとに決められています。所得がなかった場合でも申告をすることにより、軽減を受けることができる場合があります。